

選挙運動はできるの?

選挙の公示・告示が行われると、特定の候補者の当選を目的として投票を得させるための活動である「選挙運動」が行われます。選挙運動は、候補者と有権者(満18歳以上)のどちらも、候補者が選挙管理委員会に立候補の届出をしたときから投票日の前日までに限って行うことができます。

しかし、選挙運動には、公平を保つため一定のルールがあり、違反すると法律で罰せられることがあるので注意が必要になります。

有権者(18歳以上)ができる選挙運動

- 友人・知人に投票や応援を頼む
- 選挙運動メッセージを、SNSなどで広める(リツイート、シェアなど)
- 電話を使って、投票や応援を頼む
- 選挙運動の様子を、動画サイトなどに投稿する
- 選挙運動メッセージを、ネット上の掲示板やブログなどに書き込む

有権者は、インターネットのウェブサイト※などを利用した選挙運動ができます。

※ホームページ、ブログ、SNS(ツイッターやフェイスブック、LINEなど)、動画共有サービス(Youtubeなど)、動画中継サイト(ニコニコ動画など)

やってはいけない選挙運動の例

- 電子メールを使った選挙運動(※1)
- 飲食物の提供(※2)
- 満18歳未満の選挙運動
- 署名運動
- 戸別訪問
- 買収(有権者にお金を貰ったり飲食等でもてなしたりすること)

※1:電子メールを使った選挙運動は、候補者や政党等ならばできます。
※2:特に高価でなく通常用いられている程度のお茶菓子は除きます。

あなたの一票を大切にしましょう

皆さんの身边にある、教育や就職、子育てや介護、老後の生活などの課題、少子高齢化など町や国が抱える課題。そうした課題を解決していくためには、当事者である皆さん一人ひとりが自分の考えを持ち政治に関わっていくことが大切です。

「こんな政策を実行してほしい」「こんな町・国になってほしい」など、自分の考えを持ち、政治に反映されるよう、自分たちの声を政治に届ける代表者を選ぶこと(=選挙に行って投票し、自分の意思を政治に届けること)が重要です。

皆さん一人ひとりの一票を大切に、投票へいきましょう。

総務省「18歳選挙」特設ページ



※町ホームページトップ画面からもご覧いただけます。

問い合わせ先

上毛町選挙管理委員会 TEL 72-3111(内線113)

投票はどんなふうにするの?

投票は、「一人一票」。そして「投票日に」「投票所で」行うことが原則です。

本町では、投票日前に有権者に投票所入場券を配布し、投票日や投票所を案内していますので、この入場券を投票所に持参して投票していただくこととしています。

なお、入場券を持参しなくても、選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されれば、本人確認を行った後に投票することができます。選挙人名簿に登録されるのは年齢満18歳以上の日本国民で、次のいずれかの資格を満たす人となっています。

- ①住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人
- ②住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されていた人で、その市区町村の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過しない人

選挙当日に投票できない場合

●期日前投票

投票日に投票できない有権者が、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に、選挙人名簿に登録されている市区町村と同じ市区町村において投票することができる制度。

●不在者投票

事前に手続きをすれば、一時滞在先の市区町村で投票したり、指定された病院であれば病院で投票することができる制度。

○進学や就職などで引っ越ししたら、速やかに住民票を移しましょう

選挙人名簿への登録は、原則住民票がある市区町村で、その市区町村に3か月以上引き続き居住している人が対象となります。そのため、進学や就職などで実家を離れて引っ越しした場合、速やかに引越し先の市区町村に住民票を移しておかないと、引越し先の選挙人名簿に登録されず、引越し先で投票できないことがあります。

引越し先で投票するためには、選挙の告示日の前日から3か月以上前までに、住民票を引越し先に移しておく必要があります。

今年の春に引っ越しをされた方は注意が必要です。今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

なお、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越ししても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙では旧住所地で投票できます。

*新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日(選挙期日の少なくとも17日前)前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。

なぜ「18歳以上」に引き下げられるの?

少子高齢化が進むなかで未来の日本に生きていく若い世代に、現在そして未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるからです。

いま日本は、少子高齢化のために高齢者の人口が増える一方で、若年者の人口が減っています。このため若年者の有権者数が少ないことになり、若年者の意見が国や地方(県・市町村)の政治に反映されにくくなります。

若者の投票率が低いことによる影響

平成26年の衆議院議員総選挙による全国の年代別投票率によると、20歳代の投票率が32.58%であったのに対して、60歳代は68.28%と2倍以上の差がありました。また、平成26年10月1日人口をみると20歳代はおよそ1,300万人であったのに対して、60歳代はおよそ1,800万人と1.4倍ほどの差があります。これらを計算すると、20歳代の投票数は約420万票、60歳代の投票数は約1,240万票となり、票数になるとその差は約3倍となります。若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなり、その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性がでてくるのです。

そこで、若い世代の意見がもっと政治に反映されるように選挙年齢を引き下げ、より多くの若い人たちが選挙で投票できるようにしたものが今回の法改正になります。このたびの「18歳選挙権」により、18歳、19歳の若年者約240万人が、有権者に加わることになります。

選挙の種類と選び方

国政選挙

○衆議院議員総選挙 / 任期4年(解散あり)

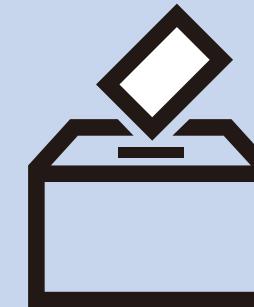
小選挙区選出 それぞれの選挙区で最も多く得票した1人が当選。

比例代表選出 全国を11に分けた選挙区で行われ、選挙区ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分。

○参議院議員総選挙 / 任期6年(3年ごとに半数改選)

選挙区選出 原則、都道府県の区域を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者を選ぶ。

比例代表選出 全国を1つの選挙区として行われ、各政党等の得票数に比例して当選者が配分。



自らの意見を一票に! 18歳選挙始まります

「選挙」とは、私たちの意見を政治に反映させるために、私たちの代表を選ぶ仕組みです。その代表を選ぶことができる権利、つまり選挙で投票できる権利を「選挙権」といい、一定の年齢(選挙権年齢)に達した国民に与えられる権利です。

この選挙権年齢が、平成27年6月の公職選挙法の改正により、これまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げされることになりました。これにより平成28年6月19日以後、公示または告示される選挙から、18歳、19歳の人たちも「有権者」として投票できることになります。

どんな選挙で投票できるの?

「有権者」になると、衆議院と参議院の国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県知事や市区町村長と、それらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票することができるようになります。

これらの議員や長などの仕事は、私たち国民や住民の代表として、国や地方の政治を行うことで、税金の集め方や使い方を決めたり、法律や制度など国や社会のルールを作ることなどです。その過程で異なる考え方や意見の対立を調整し、解決を図ることが仕事となります。

こうした政治を行う代表者を選ぶための大手な手段が選挙であり、「有権者」になることは、選挙を通じて政治の過程に参加する権利を持つということになります。

また、衆議院選挙の選挙権を持つ人は、同時に最高裁判所裁判官の審査に投票する権利も持つことになります。最高裁判所の裁判官について、その人が職務に適切かどうかを投票によって審査するものです。

この最高裁判所裁判官国民審査は、裁判官ごとに任命後初めて行われる衆議院議員総選挙と同じ日、同じ投票所で行われます。

地方選挙

○都道府県知事選挙 / 任期4年

都道府県を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選。

○都道府県議会議員選挙 / 任期4年

いくつかの選挙区に分け、それぞれの選挙区で得票数の多い順に当選者を選ぶ。

○市区町村長選挙 / 任期4年

市区町村を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選。

○市区町村議会議員選挙 / 任期4年

市区町村を1つの選挙区として得票数の多い順に当選者を選ぶ。